## 事業事前評価表

#### 1. 案件名

国 名: イラク共和国

案件名:和名 労働安全衛生分野における人材能力向上プロジェクト

英名 Project on Strengthening the Capacity for Occupational Safety and Health

# 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における労働安全衛生セクターの開発実績(現状)と課題

イラク共和国 (以下、「イラク」という)では、1980 年代から、労働安全衛生関連法規の制定、労働・社会福祉省 (MOLSA) 傘下の国立労働衛生安全センター (NCOHS)の設立など、労働安全衛生体制の整備に重点を置いてきた。しかしながら、これら関連法規の拡充・関連機関の設置にも関わらず、企業・労働者 (特に中小企業・自営業)による労働安全衛生関連法規の理解不足、関連行政官の技術的知見や法規執行能力の不足等により、土木・建設現場における土砂崩れや感電事故、石油産業における職業病発生等、労働災害事故が後を絶たない<sup>1</sup>。また、労働災害の申告・集計制度や職業病有病率等の測定体制の未整備により、予防対策立案に必要な災害原因特定が適切に出来ていない。これらの状況を改善するため、労働安全衛生関連行政官・技官 (医療技術者を含む)の能力強化が求められている。

(2) 当該国における労働安全衛生セクターの開発政策と本事業の位置づけ

イラク計画省が 2013 年 1 月に策定した「国家開発計画 2013-2017 年」の達成目標の一つに「適切な労働環境の整備」が挙げられており、その手段として、職場での労働安全衛生要求事項の徹底、労働安全意識及び労働安全に関する国際基準の普及、労働安全衛生関連法の近代化等が記載されている。同国家計画の達成に向けて、2015 年に労働法が改定され、NCOHS が労働安全衛生管理の計画及びモニタリング担当機関として、労働災害、職業病に対する労働者への安全意識の普及、労働者保護の強化を行うことが規定された。本事業は、連邦政府の NCOSH 及びクルディスタン労働・社会福祉省 (KRG MOLSA) における①安全衛生監督業務における現場指導、コンサルティングサービス、②労働災害、職業疾病の発見・登録、③危険有害化学物質の分析にかかる労働安全衛生サービスの向上を指しており、これらの国家開発計画及び関連法規の目的と整合している。

(3) 労働安全衛生セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、我が国の対イラク国別援助方針(2012年6月)の重点分野(中目標)の「経済基礎インフラの強化」における「民間経済活動の活発化や投資環境の整備につながる人材育成の実施」といった方針と一致している。また、2011年のG8サミットの際に我が国が中東・北アフリカ支援の柱として表明した「公正な政治・行政運営」、「人づくり」、「雇用創出・産業育成」とも一致する。当該セクターの支援実績としては、円借

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ILO 作成「Occupational Health and Safety in Iraq: National Profile (2007)」によると、登録された労働災害事故数は 2005 年に 133 件、2006 年は 77 件であり、その殆どが爆発による原因であった。しかし、同国で登録される労働災害数は現状を反映していないことが NCOSH 等から指摘されており、労働災害事故の通知と正確な記録における能力向上が課題となっている。

款事業における安全管理の強化のため、2015年に JICA 国際協力専門員による労働安全セミナーを開催した実績がある。

(4) 他の援助機関の対応

現時点では、他の援助機関による労働安全衛生分野での MOLSA 及び KRG MOLSA に対する支援は行われていない。

## 3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、イラクの労働安全衛生管理の関連行政機関である NCOSH 及び KRG MOLSA における労働安全、労働衛生の管理能力及び危険有害化学物質の分析能力の強化により、労働安全衛生サービス向上を図り、NCOSH 及び KRG MOLSA による普及研修を通して、イラク全県の NCOHS 支局及びの KRG 労働課の労働安全衛生に関する知識の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

イラク全土

- (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)
  - 1) 直接受益者

MOLSA、NCOHS (15 県の NCOHS 県支部を含む) 及び KRG MOLSA (3 県の県労働局を含む) の労働安全衛生にかかる行政官

2) 最終受益者

企業の雇用者及び被雇用者

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2016年10月~2019年10月(計36ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約3億円

- (6) 相手国側実施機関
  - ・MOLSA(連邦政府での労働安全衛生管理を担う NCOHS を管轄)
  - ・KRG MOLSA (クルド自治区での労働安全衛生管理を担う)
- (7) 投入 (インプット)
  - 1) 日本側
    - ① 専門家(XXM/M)

チーフアドバイザー/労働安全衛生、研修計画/業務調整、その他必要に応じて

- ② 本邦研修、第三国研修(労働安全衛生、労働災害·職業病、重金属分析方法等)
- ③ 機材(監督業務及び労働災害分析に必要となる基本的な機材等)
- ④ エルビルにおける現地セミナーを実施する可能性もあり
- ⑤ その他の経費(在外事業強化費)
- 2) イラク側
  - ① カウンターパートの配置

プロジェクトダイレクター (NCOHS 局長)

プロジェクトマネージャー(NCOHS 労働衛生部長、NCOHS 労働安全部長及び

KRG MOLSA 労働安全衛生部長)

その他カウンターパート

- ② 施設・機材 (プロジェクト事務所、調達機材の運用及び設置費用)
- ③ プロジェクトにかかわる現地経費(イラク国内の研修プログラムにかかる費用)
- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
  - 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
    - カテゴリ分類: C
    - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
  - 2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減 特になし
- (9) 関連する援助活動
  - 1) 我が国の援助活動

2015 年に労働安全セミナーをイラク国内において開催し、円借款事業における安全管理の強化を行った。

2) 他ドナー等の援助活動 特に無し

#### 4. 協力の枠組み

- (1) 協力概要
  - 1) 上位目標:全県の NCOHS 支局及び KRG 労働課の労働安全衛生管理に関する知識 が向上する。
  - 指標: 1. 県支局の監督官及び労働安全衛生にかかる医療スタッフの x%以上が NCOHS 及び KRG MOLSA による研修を受講する。
    - 2. 県支局の監督官及び労働安全衛生にかかる医療スタッフの x%以上が NCOHS 及び KRG MOLSA による研修は業務上有効であると評価する。
  - 2) プロジェクト目標: NCOHS、MOLSA 及び KRG MOLSA の関係部署の労働安全衛 生サービス<sup>2</sup>が向上する。
  - 指標: 1. 監督官、医療スタッフ及び研究者の x%以上が NCOHS 及び KRG MOLSA の労働安全衛生サービスが向上したと回答する。
    - 2. 監督を受けた企業の x%以上が NCOHS 及び KRG MOLSA の労働安全衛生 サービスが向上したと回答する。
    - 3. 医療スタッフの x%以上がプロジェクトで作成した危険有害化学物質分析方法の報告書に沿った分析を実施していると回答する。
- 3) 成果

成果 1 : 労働安全(安全管理システム、健康及び安全な労働環境)にかかる NCOHS、 MOLSA 及び MRG MOLSA<sup>3</sup>の関係部署の管理能力が向上する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 労働安全衛生サービスとは、各成果に沿って、①安全衛生監督業務における現場指導、コンサルティングサービス、 ②労働災害、職業疾病の発見・登録、③危険有害化学物質の分析にかかる行政サービスを指す。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> クルディスタン地域における労働衛生業務は保健省の所掌のため、KRG MOLSA は労働安全にかかる成果のみに関与。

成果2:労働衛生(労働災害の発見・登録)にかかる NCOHS 及び MOLSA の関係部署 の管理能力が向上する。

成果3:職場における危険有害化学物質(生物検体及び室内環境の重金属)にかかる NCOHS 及び MOLSA の関係部署の分析能力が向上する。

## 5. 前提条件 外部条件

(1) 前提条件

イラクの治安がプロジェクト実施可能な範囲で維持される。

- (2) 外部条件(リスクコントロール)
  - 1) NCOHS 及び KRG MOLSA のマスタートレーナーの大部分が現状の役職に留まる。
  - 2) 労働安全衛生政策の重要性が維持される。

## 6. 評価結果

本事業は、イラク国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策及び、SDGs8.8の「安全・安心な労働環境の促進」と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

#### 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

マレーシア国 「マレーシア労働安全衛生能力向上計画」(2000 年 11 月から 2005 年 11 月)終了時評価調査では、トドゥン(イスラム教の女性が頭に巻くスカーフ)の機械への巻き込みによる労働災害、礼拝やラマダン期間中の労働条件といった労働安全衛生の取り組みに対する文化や宗教的慣習への配慮の重要性が指摘されている。

(2) 本事業への教訓

マレーシア同様イスラム教徒が国民の多くを占めているイラクで実施する本事業においても、宗教的な視点を労働安全衛生の取り組みに反映させる必要がある。そのため本邦研修に加え、ヨルダン、マレーシア等のイスラム圏での第三国研修を検討しており、この地域の文化、宗教的な特徴を踏まえた労働安全衛生の推進を目指す。

# 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価